

傍 聴 要 領

愛媛県いじめ問題再調査委員会
(愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課)

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和7年1月17日(金)14時20分までに、会場(愛媛県議会議事堂 4階 観光スポーツ文教警察委員会室)前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。(受付開始は、14時00分からです。)

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、委員会の許可なく写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 その他

体調不良の方は傍聴をお控えください。なお、マスクの着用は、個人の判断に委ねます。